

欧州連合司法裁判所法務官、標準必須特許権侵害の救済をめぐる
デュッセルドルフ地方裁判所の付託質問について意見を公表

2014年11月26日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所の Wathélet 法務官 (Advocate General) は、11月20日、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所が反トラスト法の観点から「市場における支配的地位の濫用」を禁止する EU 運営条約 (TFEU) 第 102 条に基づく標準必須特許権侵害に係る救済の在り方に関する指針を予備的に得るべく 2013 年 3 月に欧州連合司法裁判所 (CJEU) に付託していた質問に関して、CJEU がどのように回答すべきかについて提案する、自身の意見を公表した¹。

同法務官は、CJEU はデュッセルドルフ地方裁判所による付託質問に対して以下のとおり回答すべきであるとした。なお、法務官の役割は、完全に独立した立場で CJEU に対しその担当事件に係る法的解決策を提案することであり、法務官の意見は CJEU を拘束するものではない。

【法務官の意見】

- 1) 標準必須特許権者が第三者に対し「FRAND 条件 (fair, reasonable and non-discriminatory terms)」によるライセンスを付与することを標準化機関に確約していた場合、当該標準必須特許権者が、侵害者が客観的に見てライセンス契約を締結する準備ができており、その意思があり、それが可能である旨を示しているにもかかわらずその確約を履行しない場合は、問題の標準必須特許の侵害差止請求は TFEU 第 102 条との関係で「市場における支配的地位の濫用」に該当する。
- 2) その確約を遵守し、市場における支配的地位を濫用しているとみなされないためには、被疑侵害者が標準必須特許侵害を認識している場合を除き、標準必須特許権者が侵害差止めを求める前に、当該被疑侵害者に対し、書面にて理由を示すとともに関連する標準必須特許とそれがどのように被疑侵害者によって侵害されたのかを具体的に明らかにしつつ、その事実に注意するよう警告しなければならない。標準必須特許権者は、いずれにしても、被疑侵害者に対し、問題となっている当該技術分野のライセンスにおいて通常含まれる、特に、実施料の正確な額及び当該額の算定方法等のすべての条件を含む、FRAND 条件に基づく書面によるライセンスの申出を被疑侵害者に対して提示しなければならない。
- 3) 侵害者は、当該ライセンスの申出に対して真摯な態度で (in a diligent and serious manner) 応じなければならず、被疑侵害者が標準必須特許権者の申出を受け入れない場合は、即座に同特許権者に対して、合意できない条件に関する合理的な対案を書面で提示しなければ

¹ 本件については、本訴訟事件の当事者であるファーウェイ及び ZTE に加え、オランダ及びポルトガル両政府並びに欧州委員会が書面での見解を提出しており、オランダ及びフィンランド両政府並びに欧州委員会は、9月11日に CJEU にて開催された口頭審理において弁論を行った。

ならない。もし被疑侵害者の行為が純粋に戦術的なもの及び／又は時間稼ぎのためのもの及び／又は真剣ではないものであった場合には、侵害差止請求は市場における支配的地位の濫用には当たらない。

4) 交渉が開始されず又は不調である場合において、もし被疑侵害者が裁判所又は仲裁機関に FRAND 条件の確定を求めているのであれば、被疑侵害者の行為は時間稼ぎのためのもの又は真剣ではないものとは認められない。その場合、標準必須特許権者が侵害者に対して、実施料の支払いのための銀行保証を提供すること又は侵害者による標準必須特許の過去及び将来の使用に係る暫定総額を裁判所若しくは仲裁機関に供託することのいずれかを要求することは合法である。

5) 侵害者が、特許の有効性、自身がしたこととされている特許の技術の使用及び問題の標準必須特許の必須性についてライセンス契約の締結後に裁判所又は仲裁機関において争う権利を留保したからといって、侵害者の行為は、時間稼ぎのためのもの又は真剣ではないものとは認められない。

6) 標準必須特許権者が会計報告を確保するために法的手段に訴えること自体は、市場における支配的地位の濫用を構成しない。問題の加盟国の裁判所が、当該措置が合理的かつ相応であることを確保すべきである。

7) 標準必須特許権者が、単に、過去に行われた当該標準必須特許の侵害への補償を得る目的で、過去の標準必須特許の使用行為に対して損害賠償を請求すること自体は、市場における支配的地位の濫用を構成しない。

【背景】

本件に関する特許権侵害訴訟は、中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイと ZTE との間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つである LTE (Long Term Evolution) 標準の必須特許をめぐる、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所で争われているもの。本訴訟事件において、標準必須特許権者であるファーウェイに対し、被疑侵害者である ZTE は、技術標準に係る必須特許について TFEU 第 102 条に照らして「FRAND 条件 (fair, reasonable and non-discriminatory terms)」によるライセンスを行う義務がある旨、反トラスト法の観点から抗弁している。

他方で、ドイツにおいては、同国の最終審級による当該観点の抗弁に関する判断として、2009 年 5 月の「オレンジブック・スタンダード事件」連邦通常裁判所²判決（以下「オレンジブック事件判決」という。）が存在する³。

² 最終上訴審であり、一般的には、「連邦最高裁判所」と呼ばれることもある。

³ 同判決の主文は以下のとおり。

a) 特許侵害訴訟において、被告が特許ライセンス契約を求めた際に、原告である特許権者が差別的でなく妨害的でないライセンス契約の締結を拒否した場合、被告は、特許権者による差止請求に対して、「市場における支配的地位の濫用」を理由として抗弁することができる。

連邦通常裁判所は、特に、既に侵害行為がなされてしまっている状況において当該抗弁が成立する場合においては、「ライセンス許諾を求める侵害者には『契約に忠実な』対応が求められる」として、付随条件なしの拘束的なライセンス許諾の申出を行うことに加え、既に特許権侵害を行っている侵害者が「対価の支払いによってライセンスを受ける意思を有している」というだけでは足りず、特許権者が侵害者に対して既にライセンスをしたに等しい状況であることに対応して、侵害者も過去の特許の実施行為に対して「ライセンスの対価の支払い義務に応じなければならない」などとしている。

現在、ドイツにおける侵害訴訟では、オレンジブック事件判決におけるこれら判示事項に従って紛争解決がなされている。

他方で、欧州委員会が 2012 年 12 月に発出したプレスリリースによれば、サムスンがアップルに対して多数の EU 加盟国において自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めを求めていた事案について、欧州委員会から「標準必須特許が関わっており、侵害者が将来のライセンシーとして、『FRAND 条件』によるライセンスを受けるべく交渉する意思がある場合には、侵害差止請求は濫用と解され得る」として、サムスン行為が TFEU 第 102 条の禁ずる「市場における支配的な地位の濫用」に該当する旨の予備的見解が示されていた⁴。

このように、ドイツにおける現状の判断基準と、当時審理中のサムスン対アップル事件において予備的に示されていた欧州委員会の見解とが矛盾するおそれがあることにかんがみ、デュッセルドルフ地方裁判所は、同裁判所に係属中のファーウェイ対 ZTE の特許権侵害訴訟の中止し、EU 法の最終審級である CJEU に対し、TFEU 第 102 条の解釈に関

b) ただし、特許権者による支配的地位の濫用があったと認められるのは、被告がライセンス契約の締結に関し、付随条件なしでの拘束的な申出を行い、同時に、特許権者が当該申出を拒否することが差別待遇及び妨害禁止の原則に違反することに該当する場合のみである。また、被告が既に特許の客体である技術を使用してしまっていた場合には、ライセンスの対象となる当該技術の使用に関して締結されることとなるライセンス契約に関連する義務を被告が遵守する場合に限り、当該抗弁が成立する。

c) 被告が特許権者の請求するライセンス料が不当に高額だと考える場合、又は特許権者がライセンス料の金額提示を拒否した場合は、特許権者が妥当と判断するライセンス料に基づくライセンス契約の締結を申し出ることによって、付随条件なしでの申出を行うとの要件は満たされる。

⁴ なお、デュッセルドルフ地方裁判所による CJEU への質問付託の後にも、モトローラ・モビリティがアップルに対して自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めをドイツで請求し、かつ行使した事案について、欧州委員会が同趣旨の予備的見解を示した旨が 2013 年 4 月 29 日付けの欧州委員会のプレスリリースにて公表された。サムスン対アップル事件は、サムスンが欧州委員会に申し出ていた、自身の保有する携帯電話通信分野の標準必須特許について「向こう 5 年間にわたり欧州経済領域 (EEA) 内で、特定のライセンスの枠組みに合意するいかなる企業に対しても侵害差止請求を行わない」旨の確約に、法的拘束力を持たせるという、いわゆる「確約決定」が欧州委員会によって 4 月 29 日に下されることで決着した。また、モトローラ・モビリティ対アップル事件も同日に、モトローラ・モビリティのそれらの行為が EU 反トラスト法⁴の禁ずる市場の支配的な地位の濫用に当たるとの決定が欧州委員会によって下され、同社に対しこの競争法違反行為の排除が命ぜられたことをもって決着した。

するその予備的判決を求めて質問を付託していた⁵。

【法務官の意見の概要解説】

〈意見 1)について〉

オレンジブック事件判決によって確立されたドイツにおける判断基準とサムスン対アップル事件に係る上記プレスリリースに示された欧州委員会の見解に関し、Wathelet 法務官は、以下のとおり予備的考察を進める。

まず、本件に係る紛争が、オレンジブック事件判決で問題になっていた技術標準がいわゆる「*de facto* 標準」に関するものであったのに対し、本件に係る紛争は、ファーウェイと ZTE を含む多数の企業の間で締結された合意の結果として標準化機関において策定された LTE 標準に関する必須特許であったという、重大な事実上の相違があるため（本意見段落 48）、それに照らせば、オレンジブック事件判決を本件に類推的に適用することはできないとの見解を提示する（同段落 49）。他方で、同法務官は、サムスン対アップル事件に係るプ

⁵ デュッセルドルフ地方裁判所から CJEU に付託された質問は以下のとおり。

(i) 標準化機関に対して自身の標準必須特許をすべての第三者に対し FRAND 条件にてライセンスすることを誓約している同標準必須特許の所有者は、FRAND 条件に基づくライセンスを受けようとするべく交渉する意思を示している侵害者に対し、侵害差止めによる救済を裁判所に求めた場合、市場における支配的地位を濫用することになるのか？又は、

侵害者が、受入れ可能で付随条件なしのライセンスの申出を、当該標準必須特許の所有者がその条件を拒んだ場合には不公平に当該侵害者を妨害し又は差別することになってしまうような条件で、当該標準必須特許の所有者に対して行うとともに、当該侵害者がその求めているライセンスが許諾されることを見込んで、過去の侵害行為に関して（仮想的に）生じる侵害者の契約上の義務を、侵害者が既に履行している場合に限り、同標準必須特許の所有者は市場における支配的地位を濫用することになるのか？

(ii) 単に侵害者が交渉の意思を示していたことを理由として、同標準必須特許の所有者が支配的地位を濫用することとなる場合：

TFEU 第 102 条は、当該交渉の意思に係る実体的及び／又は時間的な条件に関する特定の要件を随伴するものであるか？侵害者は、単に、広く一般的な意味で交渉を開始する意思がある旨の（口頭の）宣言を行ってさえいれば、その交渉の意思が推定され得るのか、それとも、当該侵害者は、例えば、それに基づいてライセンス契約を結ぶ準備ができていない条件を通知するなどして、実際に交渉を開始していなければならないのか？

(iii) 受入れ可能で付随条件なしのライセンス契約を結ぶ申出を侵害者がしていることを理由として、同標準必須特許の所有者が支配的地位を濫用することとなる場合：

TFEU 第 102 条は、当該申出に係る実体的及び／又は時間的な条件に関する特定の要件を随伴するものであるか？当該申出は、関連する産業の実務に従ってライセンス契約が通常備えるすべての商業的条件を備えている必要があるか？当該申出は、当該標準必須特許の実際の使用及び／又はその有効性を必須の条件とし得るか？

(iv) 侵害者がそのライセンス請求から生じる義務を履行していることを理由として、同標準必須特許の所有者が支配的地位を濫用することとなる場合：

TFEU 第 102 条は、当該義務履行行為に関する特定の要件を随伴するものであるか？当該侵害者は、特に、過去の侵害行為に関して経理書類の提出及び／又は実施料の支払いをしなければならないか？実施料の支払い義務は供託によって履行することも可能か？

(v) 標準必須特許権者が市場の支配的地位を濫用することとなる条件は、特許権侵害に対する他の救済手段（過去の侵害に関する経理書類の開示、侵害物品の流通経路からの廃棄除去、及び損害賠償の請求）にも適用されるか？

レスリリースにおいて示された欧州委員会の見解については、同事件は標準化機関で策定された技術標準に係る標準必須特許に関連するものではあるが、非常にあいまいかつ非拘束的な仕方交渉する侵害者側の意思だけでは、いかなる状況においても、標準必須特許権者の侵害差止請求を制限するには十分とは言えないとの認識を示す（同段落 50）。したがって、オレンジブック事件判決又は上記プレスリリースに示された欧州委員会の見解のいずれかを本件に純粹かつ単純に当てはめることは、標準必須特許権者、当該標準必須特許によって保護される技術を利用する企業又は消費者それぞれを、過剰又は過小に保護する結果となりかねないと述べたうえで、その中庸を追求すべきであるとする（同段落 51 及び 52）。

欧州の知的財産関係者の中では、本件付託質問に対する CJEU の予備的判決は、オレンジブック事件判決と欧州委員会のサムスン対アップル事件に係るプレスリリースで示される内容との間の適度な妥協点に落ち着くことになるであろうとの意見が大勢を占めていたところ、法務官の考察は正に同様の理路に基づくものとなっている。これは、立場の異なる多数のステークホルダー間の意見をすり合わせながら落としどころを探っていくという EU での政策調整の本質的側面が、同法務官の本件付託質問の事案に対する意見にも如実に表れていると捉えることができ、非常に興味深い。

なお、同法務官は、知的財産権の侵害に対する救済を求めることへの制限は例外的かつ明確に定義された状況下においてのみ容認されなければならないとするものの（段落 62）、知的財産権は絶対的権利ではなく、侵害差止めを求める権利については、知的財産権の EU エンフォースメント指令においても、特に TFEU 第 102 条等に規定の競争法上のルールとの関係で調整が行われなければならないことが予定されており、侵害者側の請求により、司法当局が、侵害差止めの発行ではなく金銭填補による救済を命じる（（執筆者注）いわゆる「強制実施許諾」を行う）ことができる旨も規定されていることに言及（段落 63）。さらに、知財権者が自身でその権利行使の態様を制限できることを踏まえると（段落 64）、本紛争事件においてフェアウェイが行った第三者に FRAND 条件でライセンスする旨の確約は、いわゆる「ライセンス・オブ・ライト」⁶に幾分類似する効果を伴うこととなり、ライセンス・オブ・ライトを保有するライセンシーに対しては原則として侵害差止めは行使できないと指摘する（段落 65）。

また、同法務官は、本訴訟事件におけるもののような標準必須特許をめぐる紛争に対し、自動車業界における登録意匠のスペア・パーツをめぐる技術的な依存関係に関する独立修理業者への権利行使が市場の支配的地位の濫用に当たると判断された先例を援用して、侵害者の「技術的依存性（technological dependence）」の観点からも、侵害者が客観的に見てラ

⁶ 欧州の主要国において採用されている、当該特許に関して実施許諾の用意がある旨の意思表示をすることにより、特許維持手数料の減額を享受できる制度。「実施許諾用意制度」とも呼ばれる。この制度を利用した特許権者は、当該特許について第三者に（当該第三者から実施料の支払いが行われるとの前提で）ライセンスする義務を負う。

イセンス契約を締結する準備ができており、その意思があり、それが可能である旨を示しているにもかかわらずその確約を履行しない場合は、TFEU 第 102 条上に基づき、市場における支配的地位の濫用と認められるべきであるとの見解を表明する（同段落 74）。

自身の特許を標準必須特許として標準化機関に通報し FRAND 条件に基づくライセンスを付与する旨の確約を行った標準必須特許権者が、ライセンスを受ける意思がある者に対する当該標準必須特許の侵害差止めに関して、競争法上の観点で一定の制限を受けるべきとの考え方は、今や国際的にも是認されつつあると言える。同法務官はそれを肯定するための根拠を EU エンフォースメント指令に求めることに加え、ライセンスの準備がある特許に関しては侵害差止めが一定程度制限されるという制度枠組みである「ライセンス・オブ・ライト」によって EU において既に体现されていること、さらには、EU でのスペア・パーツに係る登録意匠権の取扱いの議論に言及し、「技術的依存性」が欧州において特別視せざるを得ない重要な争点である旨を指摘する。もっとも、スペア・パーツに係る登録意匠権に関する先例の考え方が標準必須特許をめぐる紛争に係る本件に直ちに適用できるわけではないが、「技術的依存性」や「競争環境の整備」を尊重する EU の思考プロセスの代表例として、CJEU の判事にとっては肯定的なものとして受け入れやすいアナロジーとして機能するように思われる。

<意見 2)~5)について>

Wathelet 法務官は、標準化活動及び FRAND 条件で標準必須特許をライセンスする旨の確約の文脈での市場における支配的地位の濫用の有無に係る事実認定が、標準必須特許権者の行為のみならず侵害者のそれをも審理した上でのみなされ得るとする（同段落 75）。

この視点から、標準必須権者及び被疑侵害者側の双方に一定の義務が課され、その履行の具体的内容・程度に基づいて、市場における支配的地位の濫用の有無が加盟国の裁判所において認定されるべきとの見解が導き出され、標準必須権者及び被疑侵害者側の義務（及び権利）が、具体的に意見 2)~5)に書き下されている。

その一方で、同法務官は、LTE 標準に関する限り、4,700 件以上の特許が標準化機関である欧州電気通信標準化機構（ETSI）に標準必須特許として通報されているところ、それらの大部分は有効でなく又は標準に必須ではないことが想定されるところ（同段落 81）。また、ZTE のような電気通信関連の大企業でさえ、ETSI に通報された LTE 標準に関連するすべての特許が必須であり有効であるか否かを事前に確認することはできないというような事態は当然に想定され、また、電気通信分野は継続的に進化しており、それ故に、潜在的侵害者を含む各企業はそれらの製品及びサービスを市場に投入すべく迅速に対応しなければならないことも考慮しなければならないと説示。したがって、標準必須特許の FRAND 条件に基づくライセンス契約が、当該標準必須特許により保護される技術を使用した後に、事後的に（*ex post*）交渉され、締結されてしまうのは、個人的には不合理であるとは思えない

との見解を示す（段落 82）。

また、標準必須特許権者が自発的にこのようなかたちでの知的財産に関する利益の回収を選択したこと、標準必須特許権者の確約には、ライセンシー間の差別をしてはならないとの義務があることにかんがみれば、とりわけ既に他の企業に当該標準必須特許をライセンスしているときには、当該義務を履行するために必要な情報は標準必須特許権者自身が有してあるのであって、標準必須特許権者が当該標準必須特許を取得し FRAND 条件によるライセンスを付与する旨を確約した時点で直ちに、ライセンスの申出の内容を準備して起草すべきであると期待するのが合理的であるとする（段落 86）。それらの視点に立脚し、標準必須特許権者側に被疑侵害者に対して標準必須特許の侵害に係る具体的情報を通知する具体的義務があるとして、それらの義務を列挙する（段落 84 及び 85）。

このような **Wathelet** 法務官の意見の根底には、標準必須特許をめぐる紛争において問題となる特許の有効性やその侵害の有無、標準必須性に関する猜疑心が伏流しているように思われる。実情がどうであるかはさておき、今後、同法務官の考え方に従い、紛争時に当事者がそれぞれ意見 2)～5) に記載の義務を負って交渉を行うという実務が定着するのであれば、理論上は、侵害の有無、有効性、必須性が疑わしい標準必須特許による権利行使は困難になっていくであろう。また、特に適正な競争環境を確保する上では、意見 5)において示されているように、侵害の有無、有効性、標準必須性について被疑侵害者側が争える余地を残すのが重要であることは言うまでもない。

他方で、標準必須特許権者側にも意見 2)で示されているような手続を常に実行させることとなれば、実際に有効かつ標準に必須の特許が侵害されている事案について、権利者側が侵害者側よりも相対的に過度な負荷を負う結果となってしまいうようにも懸念され、その是非については議論の余地があるようにも思われる。特に、実施料の額の水準については、権利者側が単純かつ迅速に確定することが困難なケースも想定されよう。FRAND 宣言をした標準必須特許権者は第三者に対して非差別的にライセンスする義務を権利者側が負っているとはいえ、例えば、侵害者側がクロスライセンス可能な標準必須特許を一定程度保有している場合などは、ライセンシー候補者の状況を加味した上で適正な FRAND 実施料率を定めることに一定の理が認められるとも考えられ、その確定のための作業負担が過大となるケースも生じ得る。

もっとも、「技術的依存性」を尊重する EU の風土が、特許技術を利用して技術標準に係る製品を市場に供給する被疑侵害者側の活動に対して好意的に作用していることも否めず、CJEU が標準必須特許権者側の不利益に思いを馳せることもなく同法務官の意見に追従することも十分考えられよう。

いずれにしても、技術取引上のルール構築における、理論的な考察と現場の実務との適正なバランスを取ることの難しさが垣間見えるところ、しばしば「理論を重視する」と評価されがちな CJEU の判事がどのような最終判断を下すのか、近い将来発出される予備的判決の内容を見届けたい。

<法務官の参考意見「市場における支配的地位の有無」について>

Wathelet 法務官は、付託質問においては問われていなかったことから CJEU が扱うことはできないとしつつも（同段落 56）、標準必須権者であるからといって、TFEU 第 102 条の意味における市場における支配的地位を有することを必ずしも意味するわけではなく、そうであるか否かは当該加盟国の裁判所がケースバイケースで判断すべきであるとの見解を示す（同段落 57）。そして、標準化機関により策定された技術標準を使用する者が、とある標準必須特許の技術を必然的に利用しなければならず、それ故に当該標準必須特許の権利者からライセンスを受ける必要がある場合、そのような事実によって、当該標準必須特許権者が市場における支配的地位を有するとの覆滅可能な推定が生じることとなるのであれば、個人的には、具体的で詳細な証拠によってその推定が覆滅され得るということではなければならないと説示する（同段落 58）。

同法務官が言及するとおり、この点について CJEU が判決することはないと考えられるが、実際の訴訟事件においては当該「支配的地位」の有無についてすべからず争われることになるであろうから、その点について考察しておくのは有意義であろう。

技術標準に必須であり、第三者による技術の使用を禁止できるという強力な排他権である「標準必須特許」を保有する標準必須特許権者は、その排他権の行使によって理論上は技術標準の実施を妨げる力を持つことになる。そうすると、市場における支配的地位を有すると「推定」することはバランスが取れた考え方であるように感じられ、同法務官の標準必須特許に対する猜疑心を差し引いても、標準必須特許権者側が最終的にその反証の責任を負担するかたちとなることに合理性が認められるように思われる。

— Wathelet 法務官の意見（英語版）は、以下参照 —

[WATHELET delivered on 20 November 2014 Case C-170/13 Huawei Technologies Co. Ltd v ZTE Corp., ZTE Deutschland GmbH](#)

— 同意見に係る CJEU のプレスリリース（英語）は、以下参照 —

[Court of Justice of the European Union PRESS RELEASE No 155/14 Luxembourg, 20 November 2014 Advocate General's Opinion in Case C-170/13 \(PDF\)](#)

— デュッセルドルフ地方裁判所による CJEU への質問付託に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許権侵害に係る救済の在り方について、欧州連合司法裁判所に質問を付託（2013年4月24日）\(PDF\)](#)

— オレンジブック・スタンダード事件連邦通常裁判所判決は、以下参照 —

[BUNDESGERICHTSHOF IM NAMEN DES VOLKES URTEIL KZR 39/06 Verkündet am: 6. Mai 2009 in dem Rechtsstreit Orange-Book-Standard（ドイツ語）](#)

— 2012年12月のサムスン対アップル事件に係る欧州委員会の予備的見解に関する欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Samsung on potential misuse of mobile phone standard-essential patents](#)

— 欧州委員会の同予備的見解に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、携帯電話標準必須特許の濫用の可能性についてサムスンに異議告知書を送付 \(2013年1月7日\) \(PDF\)](#)

— 欧州委員会のサムスンに対する決定に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、標準必須特許に基づく侵害差止めをめぐり、サムスン、モトローラ・モビリティに対し競争法上の決定を下す \(2014年5月2日\) \(PDF\)](#)

(以上)